

審 査 基 準

平成26年10月29日作成

法 令 名：火薬類取締法
根 拠 条 項：第17条第1項
処 分 の 概 要：猟銃用火薬類等の譲渡し又は譲受けの許可
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め： 火薬類取締法第17条第1項第1号～第3号、第5号～第6号、同第2項（譲渡又は譲受の許可）、同第50条の2（猟銃用火薬類の特則） 火薬類取締法施行令第12条（政令で定める火薬） 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第2条（譲渡の許可の申請）、同第3条（譲受けの許可の申請）、同第4条（無許可譲受数量）、同第13条（申請及び届出の手続き）
審 査 基 準： 銃砲を所持又は輸入しない者が実包を譲受しようとする場合等火薬類の譲渡又は譲受の目的が明らかでないときや火薬類を犯罪に使用するおそれがあるとき等、当該火薬類に係る事件、事故等が発生する危険性が認められる場合は許可しない。
標 準 処 理 期 間：3日
申 請 先：住所地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
問 い 合 わ せ 先： 警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・危険物係(電話0952-24-1111 内線3036) 住所地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
備 考：